



人間ドックの助成について

『平成23年度人間ドック補助事業』を次のとおり実施予定です。この事業は個人で人間ドックを申し込み、全額自己負担で検査費用を支払って受診をする方への助成です。申請手続きは、必ず人間ドック受診前にしてください。

対象者 次のすべてに該当する方。

- ①平成24年3月31日現在で、40歳以上の方。
- ②人間ドック受診日に、香美市国民健康保険（以下、国保）の被保険者であること。
- ③国保税の滞納がない方。
- ④『平成23年度特定健康診査受診券（以下受診券）』により特定健康診査（以下、特定健診）を受診していない方。
- ⑤受診した人間ドック検査結果の提出に同意できる方。

一つでも該当しない方は対象となりません。



助成額 5,000円程度（特定健診検査費用額から自己負担額を差し引いた額。特定健診分にかかる費用のみの助成です。）

申込方法 人間ドック受診日の2週間前までに「受診券」「助成金の振込先の口座（受診者名義）が分かる物」「認印」を持参し、受付窓口で申請手続きをしてください。
※受診券は7月中に発送予定です。上記の補助対象者に該当する方で、7月までに受診予定の方は、受診券なしで申請を受付しますので、できる限り早めに申請してください。

受付期間 平成23年4月1日～平成24年2月29日
※土日祝日、年末年始の市役所が休みの日を除きます。

受付窓口 保険課国保係または香北・物部各支所地域振興課市民生活班
※詳細については、保険課国保係までお問い合わせください。



問い合わせ先 保険課国保係 ☎53-3115

国保だより

年金だより



国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

平成22年度の国民年金保険料は、月額15,100円です。納めた保険料は『社会保険控除』として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

納付がお済みでない方は、至急お近くの金融機関、またはコンビニエンスストア等で納付してください。

保険料についてご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ先】
南国年金事務所 ☎088-864-1111

保険料の納付が困難なときは

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず市役所の国民年金窓口で手続きを行ってください。

なお、保険料免除などの承認された期間（多段階免除承認期間において、一部納付がない期間は除かれます）は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る資格期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

【問い合わせ先】
保険課医療年金係 ☎53-3115

身体障害者の方等の軽自動車税の減免制度について

【減免範囲】（台数は1台で、車種は自家用のもの）

区分	障害者の範囲	所有者（※1）		運転者	使用の内容	
本人運転	下記のとおり	本人		本人	障害者の移動のため	
同一生計者または常時介護者の運転		身体障害者（18歳以上）	本人	生計を一にする親族（※2）	生計を一にする親族か単身または障害のある方のみで構成される世帯で生活している障害者の方を常時介護する方（※3）	通院・通学（園）・通所・生業のための送迎（月4回以上かつ1年以上継続して使用が見込まれること）
		身体障害児（18歳未満）	生計を一にする親族			
		知的障害児・者 精神障害者	（※2）			

※1 原則として、所有者、使用者ともに障害者の方の名義であることが必要です。ただし、所有権留保付きの場合は、使用者が障害者の方であれば、所有者がディーラー等でも差し支えありません。

※2 同居の親族が原則です。別居の場合は、扶養の関係が確認される場合のみを対象とします。

※3 「常時介護者」とは、もっぱら障害者の方の通学等のために継続して日常的（月4回以上）に運転する方をいいます。

【障害者の範囲】

◆身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害						
平衡機能障害 音声機能の喪失（喉頭摘出のみ）						
上肢機能障害		2級の1・2 2級の3・4				
下肢機能障害			3級の1 3級の2・3			
体幹機能障害						
脳原性	上肢機能	両上肢 一上肢				
	移動機能		両下肢 一下肢			
心臓機能障害						
じん臓機能障害						
呼吸器機能障害						
ぼうこうまたは直腸の機能障害						
小腸の機能障害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝臓機能障害						

…本人が運転する場合のみ
…本人・同一生計者の方および常時介護者の方が運転する場合

◆戦傷病者手帳の交付を受けている方…障害の程度により減免の可否が異なりますのでお問い合わせください。

◆知的障害児・知的障害者の方…療育手帳A1、A2の手帳を持っている方。

◆精神障害者の方…1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方。

【申請期間】平成23年度の納税通知書が送付されてから納期限の5月31日（火）まで。

【申請に必要なもの】

本人運転	同一生計者または常時介護者の運転
①減免申請書 ②身体障害者手帳等 ③認印	①本人運転に必要なものすべて ②使用内容を証明するもの（通院証明、通学・帰宅証明、通勤証明、通所証明、生業の証明等）

【問い合わせ先】税務課 ☎53-3116

申請は、香北・物部各支所の地域振興課でも受け付けます。

